

天童市告示第99号

天童市農地リニューアル支援推進事業補助金交付規程を次のように定める。

令和2年3月31日

天童市長 山本 信治

天童市農地リニューアル支援推進事業補助金交付規程

(趣旨)

第1条 市長は、市内における遊休農地の発生抑制、病虫害の発生防止及び新たな担い手への農地の流動化を図るため、次条に規定する事業実施主体が農地を更地にする事業を行う場合において、天童市補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則（昭和43年市規則第20号。以下「規則」という。）及びこの規程の定めるところにより、予算の範囲内において、当該事業実施主体に対し、補助金を交付する。

(事業実施主体)

第2条 事業の実施主体（以下「事業実施主体」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 本市に住所を有し、現に居住している者
- (2) 農地を所有し、後継者がなく、高齢等の理由により離農することが見込まれる者
- (3) 担い手が決まるまで、更地にした農地の管理を滞りなく行うことができる者
- (4) 市税の滞納がない者

(補助事業及び補助金の額)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は事業実施主体が実施する農地（賃貸借等を行っているものを除く。以下「対象農地」という。）を更地にする事業とし、補助金の額は補助事業に要する額又は別表に定める区分ごとの交付単価にそれぞれ該当する対象農地の面積を乗じて得た額（当該額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）のいずれか低い額以内の額とする。

(補助金交付申請書)

第4条 規則第5条に規定する補助金等の交付申請書（以下「交付申請書」という。）の提出期限は市長が別に定める日とし、添付すべき書類は次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業計画書（様式第1号）

- (2) 収支予算書（様式第2号）
- (3) 納税証明書
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（補助事業着手等）

第5条 事業実施主体は補助事業に着手し、又は完了したときは補助事業着手（完了）届（様式第3号）を遅滞なく市長に提出しなければならない。

（実績報告書）

第6条 補助事業実績報告書の提出期限は、補助事業完了後20日を経過する日又は補助金の交付の決定に係る年度の翌年度の4月5日のいずれか早い日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業成績書（様式第1号）
- (2) 収支精算書（様式第2号）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた書類
（概算払）

第7条 市長は、必要と認めたときは、補助金の概算払をすることができる。

（書類の提出）

第8条 この補助金に関して市長に提出する書類は、正副2部とする。

（帳簿等の保管）

第9条 規則第22条に規定する帳簿及び証拠書類は、補助事業完了の翌年度の4月1日から起算して5年間保管しなければならない。

（委任）

第10条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

補助金の額の単価

事業の区分	補助金の額の単価（10アール当たり）
伐採、抜根、整地等	50,000円
障害物（ハウス、棚等）の撤去	25,000円